

御船町農業委員会会議録

平成 29 年 10 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 10 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 10 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から 4 時 00 分

2. 場 所 庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員（19 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席者 2 番 富田 早苗 14 番 河地 友好 15 番 芥川 誠

以上 3 名

議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 報告第 7 号 耕作証明書発行の件について

9 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 藤野 浩之

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。先月の28・29日農業委員研修につきましては、皆様の協力により無事に研修を終えました。ありがとうございました。今回の研修におきまして、今後の農業委員会活動におきまして参考になったと思っております。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成29年10月の総会を始めさせていただきます。欠席の連絡が入っております。富田委員、河地委員、芥川委員以上3名であります。本日は16名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん16名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成29年10月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、平坦地区も稲の収穫も始まっているようでありまして。皆さん10月大変お忙しい中、出席いただき誠にありがとうございます。先ほど事務局長より話がございましたが、28・29日の鹿児島研修において、皆様方の協力により研修でありました。今後ともよろしくお願いいたします。しかし、我々委員の任期も後半年であります。残された委員活動を頑張っていきたいものです。協力をお願いいたします。さっそくではありますが、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。8番 川地委員
9番 上田委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第43号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。

議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
平成 29 年 9 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典
2 ページをご覧ください。

議案書 3 条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△

地目 田 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

②件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△

地目 田 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

③件目の申請です。

物件の表示 大字〇字〇〇〇 地番 △番△

地目 田 面積 △m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇△番地 〇〇 〇〇

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。3 条申請で所有権移転 3 件町許可分を提案いたしました。①・②の申請については、譲受人が同一であるためまとめて、要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、①②番の件について説明いたします。こちらの案件は、②番の譲渡人が規模縮小をされるということで、今回譲受人へ売買の話をしたところ①・②の物件が隣であるため、譲受人がまとめて 2 筆買った方が良いということで、申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、引き続き水稻栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。第 2 項第 2 号に関しましては年間従事日数 150 日以上従事しております、第 2 項第 5 号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、25,414 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号（転貸禁止）に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第 2 項第 7 号（地域

- との調和) に関しましては、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。①・②につきましては、担当委員の 20 番委員お願いいたします。
- 20 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。3 反の農地を 2 筆に割ってあった農地であります、今回譲受人がまとめて買い、畦を取り 1 枚ものし、今後耕作されるとうかがっております。問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3 条の①②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。
- 全委員 はい、ございません。
- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、③について説明いたします。先月申請が出ていた農地の隣の農地であります。狭いのですが、耕作されなため今回の申請に至っております。調査書に基づき説明させていただきます。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、11,235 m²であり下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第 2 項第 7 号地域との調和は、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員 7 番委員から説明をお願いいたします。
- 7 番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。取得後、水稻

等を耕作されると伺いました。先月申請箇所の際でありますので、問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。3条の③件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第44号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案44号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成29年10月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
4ページをご覧ください。

議案書(4条)①です。

物件の表示 大字〇字〇〇〇 地番△

地目 畑 面積△m² 転用の目的 貸駐車場

所有者の住所氏名 大字〇△ 〇〇 〇〇

②です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△

地目 畑 面積△m² 転用の目的 通路

所有者の住所氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

③です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△

地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇 地番△

地目 田 面積△m² 田1筆畑1筆 計△m²。

転用の目的 植林

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

④です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△

地目 田 面積△m²

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△

地目 田 面積△m² 田2筆 計△m²。

転用の目的 貸建設用資材置場

⑤です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑 面積△m²

物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑 面積△m²

畑 2筆 計△m²。

転用目的 農業用倉庫

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

⑥です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△

地目 田 面積△m²。

転用目的 農家住宅

6件の申請です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。4条申請①の要件等の説明を事務局お願いいたします。

事務局

5ページをご覧ください。

議案第44号 受付番号1番 〇〇 〇〇

実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。次のページをご覧ください。〇〇小学校の通りであります。この通りに〇〇というケーキ屋さんがありますそこから入った所に申請地がございます。立地基準です。

農地の区分としては、第2種農地と判断しております。面積は△m²であります。申請地は2種農地であり、役場より直線で3km離れた、北・東側を農地、南・西側を道路に囲まれている。申請者は、近隣住民から貸駐車場としての要望があり、申請農地が面積も狭く生産性も低いということ、また、周辺は宅地化が進んでおり、農地として管理するより、今回、貸駐車場としての利用をする計画をし、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。

続きまして、一般基準です。資力及び信用です。申請者は材料を保有しており、自ら施工するというので費用はかからないということであり問題ないと判断した。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現状の

ままの利用であり、問題ないと判断いたします。
計画面積の妥当性は、畑 1 筆△m²の敷地を貸駐車場にする計画であり、妥当と判断いたしました。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、砂利敷き、地下浸透で計画しております。オーバー分に関しては隣接の道路側溝側に放流する。給水に関しては、駐車場であるため必要ありません。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。こちらに関しましては、9 ページをご覧くださいと解るのですが、現地写真が掲載してあります。総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。貸駐車場への転用申請でした。担当 7 番委員説明をお願いいたします。

7 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。この案件は、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、10 ページをご覧ください。

議案第 44 号 受付番号 2 番 ○○ ○○

場所につきましては、12 ページをご覧ください。国道 443 号線がございますが、近くに○○から○○へ行く道から入ったところが今回の申請地であります。農地の区分といたしまして、第 2 種農地と判断いたしました。面積としては、26 m²であります。転用目的は、申請地は役場より 4 k m ほど離れた、東・

西側を農地、南側を宅地、北側を道路に囲まれた畑地の一角であります。約 30 年前に町道が開通した際に自宅への通路として転用をしないまま利用しておりましたので、今回の農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、現在のままの利用であり、特に問題ないと判断します。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

計画面積の妥当性としては、畑 1 筆△m²の敷地に通路を建設する計画であり、妥当と判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を通路へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、既設の側溝に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断される。

事業計画を見ていただくと解るのですが、給水に関してですが、給水は必要ないと伺っております。雨水に関しては、自然浸透と伺っております。オーバーフローした分は、水路がございましてそちらへ放流いたします。14 ページに始末書が提出されております。確認をお願いいたします。15 ページに現在の写真を添付しております確認をお願いいたします。以上のことから事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。こちらの担当 16 番委員より説明をお願いいたします。

16 番 はい、現地確認へ参りました。通路として転用されても何ら問題は無いような土地であります。皆様方の適切なご判断をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。②番は通路への転用でありました。この件につきましてご意見・ご質問等はございませんか。

全委員
議長

異議なし。

意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、16 ページをご覧ください。

議案第 44 号 受付番号③番 ○○ ○○

場所につきましては、18 ページをご覧ください。県道横野・水越線がありますが○○へ行く途中に○○の○○○という集落があります。集落の奥が、今回の申請地であります。

立地基準です。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積としては、2 筆△m²であります。農地区分と転用目的は、申請地は 2 種農地であり、役場より 5 km ほど離れた東側を道路、西側を河川、それ以外を山林に囲まれている。約 13 年前までは農地として利用していたが、道路の幅員も狭く、耕作条件も悪いため、杉を植林し、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、現状のままという事で問題ないと判断いたします。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現状のままの利用であり、問題ないと思われま。

計画面積の妥当性としては、田 1 筆・畑 1 筆△m²の敷地に山林にする計画であり妥当と判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。20 ページに始末書を出していただいております。確認をお願いい

たします。雨水に関しては、地下浸透。生活雑排水・汚水についてはありません。給水もありません。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。

以上なことから事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。こちらの担当 5 番委員より説明をお願いいたします。

5 番 はい、事務局の説明の通りでございます。現地確認へ参りました。植林し山林として転用されても何ら問題は無いような土地であります。皆様方の適切なご判断をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。③番は山林への転用でありました。この件につきましてご意見・ご質問等はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、

④番の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、22 ページをご覧ください。

議案第 44 号 受付番号④番 ○○ ○

場所につきましては、24 ページに載せております。農免道路とっておりますが、○○方面へ行くと、途中に○○○がありますが、そこから入ったところが今回の申請地であります。

立地基準です。農地の区分としては、第 1 種農地と判断しております。申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であります。面積は、△m²であります。申請地は、役場より 2km ほど離れており、北側を農地それ以外は宅地に囲まれた水田の一角であります。申請人が経営している会社は、今まで町内の土地を借用し、そこへ建設資材を置いていたが、熊本地震に伴い借用を断られ困っていた。そのため、自己所有農地を転用し貸資材置場として利用する計画し農地法第 4 条申請に至った。申請地は、1 種農地であるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日

常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されている農地であり、例外的に転用が出来ると判断される。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用です。自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなるものは存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は平成29年11月1日から平成29年12月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題はございません。

計画面積の妥当性として、田2筆、△㎡を貸建設用資材置場にする計画であり特に問題なく、妥当であると判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸建設用資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。排水同意も取っておられます。給水はありません。雨水に関しては、接続している水路へ流入する。生活雑排水・汚水は発生いたしません。26ページに現在の写真があります。現在自己保全しながら奥に果樹を植えられております。1種農地ではありますが、集落に接続しておりますので例外規定が適用できると判断いたしました。よって、事務局といたしましては、許可相当と判断致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当8番委員お願いいたします。

8 番 現地確認へ参りました。2筆とも集落に隣接しており問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。貸資材置場の申請でありました。この案件につきまして御意見等はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、⑤番の要件等の説明をお願いします。

事務局

はい、27 ページをご覧ください。

議案第 44 号 受付番号⑤番 ○○ ○○

場所につきましては、30 ページをご覧ください。申請地は○
○であります。左側に町道がございます。右側に○○小学校が
ございます。○○地区であります。

立地基準です。農地の区分としては、第 2 種農地と判断して
おります。面積につきましては、△ m^2 です。申請地は第 2 種農地
であります。役場より 5 km ほど離れており、東側を住宅、西・
南側を雑種地、北側を道路に囲まれている。平成 28 年熊本地
震により農業用倉庫が被災し建て替えが必要となった。元の場
所では地盤の割れや外壁の倒壊などで建て替えが困難という
ことで、自宅にも近い今回の申請地に農業用倉庫の建築の計画
をし、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作
する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いと
ころであり、転用による担い手への集積も問題ないと判断され
ます。

続きまして一般基準です。

資力及び信用です。自己資金及び補助金を活用する計画であり、
残高証明書及び補助金交付決定通知書により特に問題ないと
判断いたします。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、
転用の妨げとなる者は存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、平成
29 年 11 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの計画であり、
遅滞なく供することに問題はないと判断します。

計画面積の妥当性としては、畑 2 筆△ m^2 を農業用倉庫に転用す
る計画であり、特に問題なく、妥当であると判断いたします。
配置図を 31 ページに載せております。町道がありますが、そ
の側面に農地があります。そこに農機具置場、農業用資材置場
を建築する計画であります。真ん中の部分には、駐車場にする
計画であります。事務局としては、妥当であると判断しており
ます。

周辺への農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請
地を農業用倉庫に転用することで周囲に残る農地の集団化や
農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす
恐れはない。28 ページに事業計画書がございますが、今回は

農業用倉庫ということで、雨水は、敷地内で浸透させ処理を行う計画であります。地元区長から同意を得ておられます。農業用倉庫でありますので、生活雑排水・汚水はございません。今回 32 ページに始末書が提出されております。(震災により会社の仮事務所を設置してしまいました。) 33 ページに写真がございますが、周囲も宅地化されたところであります。開発が進んだ地域であると感じました。また同農地は将来的に農業投資の可能性はないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水に関しては、敷地内浸透であるが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。総合的に考えましたところ、許可相当と判断いたしました。審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当 16 番委員意見ををお願いいたします。

16 番 はい、只今、事務局より説明があった通りであります。周囲にも農地もなく何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局・委員より説明がございました。この案件に対して意見等がある方はございませんか。

5 番 はい、この方は農業をされているのですか。

16 番 はい、この方は兼業農家であります。何ら問題はございません。他にはございませんか。

議 長 無い様でございますのでこの案件を承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、6 番の許可要件の説明をお願いいたします。

事務局 はい、34 ページをご覧ください。

議案第 44 号 受付番号⑥番 ○○ ○○

場所につきましては、37 ページをご覧ください。農振除外をしなければならぬ農地として案件が上がったところであり、○○地区で○○商店から下へ降りていったところになります。○○橋の手前であります。農振除外の申請を行っているところであり、予定と致しまして、10 月末ごろ除外は出来る様子であります。同時並行している状況であります。内容につきましては、農業委員会の意見を伺い農振農用地内の農地

ではありますが、除外後は第2種農地として判断出来ます。面積につきましては、△㎡です。申請地は農振農用地内であり、現在農振除外手続き中である。除外後は、第2種農地であります。役場より11kmほど離れており、東側を住宅、西側を町道、北・南側を農地に囲まれている。平成28年熊本地震により個人住宅及び農業用倉庫が被災し建て替えが必要となった。元の場所では地盤の割れや外壁の倒壊などで建て替えが困難ということで、自宅にも近い今回の申請地に個人住宅及び農業用倉庫の建築の計画をし、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところであり、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

続きまして一般基準です。

資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、融資証明書により特に問題ないと判断いたします。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる者は存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、平成29年12月1日から平成30年5月30日までの計画であり、遅滞なく供することに問題はないと判断します。

計画面積の妥当性としては、田1筆△㎡を農家住宅及び農業用倉庫に転用する計画であり、特に問題なく、妥当であると判断いたします。配置図を38ページに載せております。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農家住宅及び農業用倉庫に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水に関しては、敷地内浸透であるが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。

法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の状況としては、現在農振除外手続き中、事前協議後公告縦覧中であります。

事業計画ではありますが、以前話した内容と同一であります。

38ページに排水計画がありますが、前回と同様であります。

39ページに今回の申請地があります。奥に写っている建物が

今までの住宅兼倉庫であります。危険が伴うため全体的に移転し建設する計画であります。以上なことから事務局と致しましては、許可相当と判断します。 以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当 6 番委員お願いいたします。

6 番 はい、事務局からの説明の通りであります。震災の影響で建て替えを余儀なくされた状況でありました。代わりの場所を探されたのですが、やむを得ずこの農地に決められたようであります。本人さんが耕作されている農地であります。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局・委員より説明がございました。この案件に対して意見等がある方はございませんか。異議なし。

全委員 無い様でございますのでこの案件を承認される方の挙手をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 45 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、40 ページをご覧ください。

議案第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 10 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案 第 5 条 6 件案件がございます。

① 土地の所在地 大字〇〇字〇〇△

地目 畑 面積△㎡

譲渡者住所・氏名大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的 通路

② 土地の所在地 大字〇〇字〇〇△

地目 畑 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名〇〇郡〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的 自家用駐車場

③ 土地の所在地 大字〇〇字〇〇〇△

地目 田 面積△㎡

土地の所在地 大字〇〇字〇〇〇 △

地目 田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲渡者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇〇△丁目△番
〇〇〇

譲受者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号
(株)〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的 宅地分譲 田2筆 計△m²。

④ 土地の所在地 大字〇〇字〇〇△

地目 畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△
〇〇 〇〇〇

譲受者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的 個人住宅

⑤ 土地の所在地 大字〇〇〇字〇〇△

地目 畑 面積 △m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受者住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的 個人住宅

⑥ 土地の所在地 大字〇〇〇字〇〇△

地目 畑 面積：△m²。

大字〇〇〇字〇〇△

地目 田 面積△m²。

大字〇〇〇字〇〇△

地目 田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受者住所・氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇町△ 〇〇 〇〇

転用目的 農家住宅 田2筆 畑1筆 計△m²。

以上農地法第5条所有権移転・使用貸借6件です。

議 長

はい、ありがとうございました。6件でした。では、事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局

議案第45号 受付番号① 〇〇 〇〇

こちらにつきましては、4条申請に出てきておりました。先ほどより奥の農地、自宅側の申請地であります。他人の農地を使用していたため今回、所有権移転を行う手続きを取った。面積は△m²であります。一般基準は、4条で説明した内容で

あります。事業計画書も同一であります。写真は今回、奥を撮っております。(自宅側になります)4条で説明したとおりであります。事務局としては、許可相当であると判断いたしました。

議 長 はい、ありがとうございました。転用が通路でございます。担当の16番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局の説明と現地確認等で説明させていただきます。先ほどの4条申請地の残りであります。周囲の同意も取っており何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より②の説明をお願いいたします。

事務局 はい、45ページをご覧ください。

議案第45号 受付番号② ○○ ○○

農地の区分として、第2種農地と判断しております。場所につきましては、47ページに掲載しております。県道御船甲佐線メロディー橋を渡り、○○へ抜ける道があります。県道沿いに申請者の会社兼自宅がございます。○○○○という会社があります。自宅に駐車場がなく、自宅そばに駐車場が欲しいという希望があり、所有者と話がまとまり今回の5条申請に至った。

立地基準です。農地の区分は、第2種農地と判断しております。面積としては、△㎡であります。申請地は、役場より3km離れた北・東側を県道、西・南側を雑種地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は申請地から県道を隔てた場所に住居を30年ほど前から構えている。また、機械機器製造業を申請地周辺で営んでおります。今回の申請地は、自家用及び来客用の駐車場として利用したいと以前から思っていたところ、地権者と話が進み農地法第5条申請に至った。周

辺は未整備の小規模な畑作地帯で周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。一般基準です。

資力及び信用は、自己資金で対応する計画であり、通帳の写しにより事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、平成29年10月28日から平成29年12月31日までに工事完了。計画面積の妥当性ですが、畑1筆△m²を駐車場とする計画であり妥当と判断する。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。給水計画は、駐車場ですのでありません。雨水に関しては、地下浸透であります。生活雑排水・汚水はございません。排水の同意は、いただいております。(48ページ参照)

総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。自家用駐車場です。担当の12番委員説明をお願いいたします。

12 番 はい、現地確認に参りました、事務局の説明の通りでございます。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見等がございませんので、②の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より③を提案いたします。

事務局

説明をお願いいたします。

はい、50 ページをご覧ください。

議案第 45 号 受付番号③番

(株〇〇〇〇)

場所につきましては、53 ページに掲載しております。前回、集合住宅の申請が、あった付近であります。地図にはありませんが、北側にアパートが建設されております。アパートに隣接した農地であります。申請地の西側には水路がございます。立地基準です。

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 1 種中高層住居専用地域）に定められた農地であるため 第 3 種農地と判断されます。面積は△㎡であります。申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 1 種中高層住居専用地域）に定められた農地であるため第 3 種農地であります。役場より 0.7 k mほど離れた東・北側を水路、西側水路・道路、南側を宅地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、熊本地震において、宅地の需要が増えており、地域の活性化のサポートが出来るのではないかとということで、住宅環境の良い今回の申請地に宅地分譲の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないと考えます。

計画面積の妥当性として、田 2 筆△㎡の敷地に宅地分譲（7 区画）の計画であり、配置等について妥当と判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を宅地分譲にすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。こちらの土地は、御船中央土地改良区の管轄で管理

してあります。土地改良区からの意見書が出ております。問題はないと判断されております。排水同意も水利組合より同意は取られております。地元区長からも同意を取られております。給水方法としては、既設配水管より取水する計画であります。雨水排水については、位置指定道路内に側溝敷設し、水路に放流する計画であります。生活雑排水・汚水に関しては、各戸合併浄化槽を設置し水路へ放流する計画であります。被害防除計画としては、敷地外周の高低差にコンクリート構造物を敷設するため崩壊等の恐れはないと判断されます。法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、町開発指導審査会済である。55 ページに現況の写真がございますが、アパートとアパートの間に建設予定であります。よって、事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。担当委員は、13 番委員意見を願いたいいたします。

13 番 はい、先だって現地確認に参りました。各同意は取られております。問題はないと判断しますが、道路が狭いのが問題ではないかと判断いたします。審議の程をよろしく願いたいいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局・委員から報告・意見がございました。皆さんからご意見等がございましたら願いたいいたします。

全委員 ございませぬ。

議 長 意見等がございませぬので、③番に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務局より許可等の説明等をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 56 ページをご覧ください。

議案第 45 号 受付番号④番 ○○ ○○

場所につきましては、○○の○○地区であります。近くに神社・仮設住宅があります。町道沿いに○○○という会社がございますが、ここから約 200m 行ったところあります。

立地基準 農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は△㎡であります。申請地は役場より 5 k m ほど離れ

た東・南側を農地、西側を宅地、北側を通路に囲まれた畑地の一角である。申請人は、現在、御船町内の借家で生活をしているが、子供の成長と自家用車が増加することにより、現在の住居では手狭になったため、交通の便も良く、住環境が良好な土地を探していたところ、地権者と話が進み、今回、個人住宅建築の計画をし、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性の低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断される。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、融資で対応する計画であり、住宅ローン仮審査終了通知により事業に必要な資金を有していると判断される。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成29年11月1日から平成30年4月30日までの計画で、遅滞なく供することに問題はない。

計画面積の妥当性として、畑1筆△㎡を個人住宅の計画であり、施設配置等について妥当であると判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を個人宅地にすることで周囲に残る集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されま

す。57ページに事業計画がございます。

給排水計画がございます。給水に関しては、接道する町道敷地内上水道より給水する計画であります。雨水排水計画は、敷地内にて蓋付U字溝を設置し敷地内の雨水を集水後接道する町道側溝に放流する計画であります。排水同意は得ております。排水計画として、小型合併浄化槽で処理後隣接する町道側溝へ放流する計画であります。59ページに排水計画図がございます。60ページに現状の写真がございます。自己保全管理をしてある農地であります。隣接する農地の所有者からも同意は得ておられます。周囲も宅地化が進んでおりまして、農地として

のまとまりもない状況です。総合的な判断としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地区担当委員 16 番委員意見ををお願いします。

16 番 はい、只今、事務局から説明があった通りであります。〇〇の神社から 50m位のところにあります。仮設住宅もそばにあります。隣接地も宅地であります。隣接農地は 2 筆でありました。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、説明がございましたが、皆さんの方で、ご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員

議 長 はい、それではこの案件につきまして、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。

続きまして、議案 ⑤番を提案いたします。要件等の説明を事務局お願いいたします。

はい、議案書 61 ページをご覧ください。

議案第 45 号 受付番号⑤番

〇〇 〇〇

場所につきましては、63 ページをご覧ください。〇〇〇の〇〇神社から坂道を登って行った右手にあります。この辺までが都市計画の用途地域であります。農地の区分を第 2 種農地と判断しております。

立地基準 農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は△㎡であります。これは転用面積で、事業面積としては、△㎡であります。個人住宅建設の計画をされました。申請地は役場より 1 km ほど離れた東・西・南側を山林、北側を通路に囲まれた畑地の一角である。申請人は、現在、〇〇市のアパートで生活をしているが、家族が増え手狭になってきた。今回、義母が所有する御船町の土地に 2 世帯住居を計画した。義母の住居は熊本地震で被災し建て替えが必要であった。ただ、その場所だけでは面積が小さいため、今回の申請地に足して 2 世帯住宅を建てることになったため、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性の低いところで、

転用による担い手への集積も問題ないと判断される。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、融資で対応する計画であり、融資予約変更通知書により事業に必要な資金を有していると判断される。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成 29 年 11 月 20 日から平成 30 年 4 月 30 日までの計画で、遅滞なく供することに問題はない。

計画面積の妥当性として、畑 1 筆 Δ m²（事業面積 Δ m²）を個人住宅の計画であり、施設配置等について妥当であると判断します。また、利用できない法面があり、その部分を引くと 550 m²を越えないので面積要件は問題ない。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を個人宅地にすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。62 ページに事業計画がございします。

給排水計画がございします。給水に関しては、上水道より給水する計画であります。雨水排水計画は、接道する町道側溝に放流する計画であります。排水同意は得ております。

排水計画として、生活雑排水・汚水は、小型合併浄化槽で処理後隣接する町道側溝へ放流する計画であります。64 ページに排水計画図がございします。この南側で分筆されております。66 ページに現状の写真がございします。砂利が敷かれております。よって、65 ページに始末書が添付してあります。写真の手前にブロックがありますが、以前の住宅跡であります。周囲も山林であります。この農地を耕作管理するのは容易ではないと判断します。奥に畑作されていましたが、電柵をしておられました。周囲のことなど考えますと許可相当と判断します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当 10 番委員意見をお願いします。

10 番 はい、只今、事務局から説明があった通りであります。以前家

庭菜園されていた畑を転用されることであります。何ら問題はないと判断します。審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。只今、説明がございましたが、皆さんの方で、ご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員

議長

はい、それではこの案件につきまして、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。

続きまして、議案 ⑥番を提案いたします。要件等の説明を事務局お願いいたします。

事務局

はい、68 ページをご覧ください。

議案第 45 号 受付番号⑥番 ○○ ○○

場所につきましては、71 ページをご覧ください。○○○があるところの周辺であります。元々住宅がございましたが、熊本地震により被災し、公費解体を行った。家族と相談した結果、元々あった土地に住宅建設をすることになった。建替えをしようと思ったときに自宅に農地が残っていたため今回の申請に至った。今回は追認ということになります。

農地の区分としては、第 3 種農地と判断しております。転用することが出来る農地であります。面積は△㎡であります。申請地は役場より 0.7k mほど離れた東側を町道、西・北側を農地、南側を里道に囲まれた農地の一角である。申請人の義理の両親は昭和 53 年に農家住宅を建設し農業を営んできた。しかし、熊本地震において、自宅が全壊し建替えが必要となった。その様な中で申請者は○○市内の借家で家族 4 人生活しており、子供の成長とともに手狭になり、二世帯住宅を建築する計画をし、農地法第 5 条申請に至った。義理の両親は農業を営んでおりますが、高齢でもあるため、申請者も農業を手伝いながら面倒も見ていくための転用でもある。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、借入金で対応する計画であり、住宅ローン仮審査終了通知により事業に必要な資金を有していると判断される。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの計画で、遅滞なく供することに問題はない。

計画面積の妥当性として、田 2 筆・畑 1 筆△m² (事業面積△m²) を農家住宅の計画であり、配置等について妥当であると判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農家宅地にすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。62 ページに事業計画がございます。

給排水計画がございます。給水に関しては、上水道より給水する計画であります。雨水排水計画は、敷地内は砕石舗装とし、宅地内浸透としオーバーフローについては東側水路へ接続放流計画であります。排水同意は得ております。

排水計画として、生活雑排水・汚水は、公共下水に接続放流する計画であります。72 ページに排水計画図がございます。74 ページに現状の写真がございます。砂利が敷かれております。よって、73 ページに顛末書が添付してあります。第 3 種農地・地震による被災ということで考えますと許可相当と判断します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当 10 番委員意見を申し上げます。

10 番 はい、只今、事務局から説明があった通りであります。以前からあった、農家住宅の建替えであります。今回転用されるということで、何ら問題はないと判断します。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、説明がございましたが、皆さんの方で、ご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員
議 長 はい、それではこの案件につきまして、許可相当と承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と承認判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。

続きまして、議案第 46 号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局

はい、75 ページをご覧ください。

議案第 46 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 29 年 10 月 10 日提出 御船町農業委員長鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。今月の新規分は、1 件の賃借権設定です。今月分として田はございませんでした。畑 1 筆 2,557 m²でした。合計が畑のみで 2,557 m²でした。次の 77 ページをご覧ください。こちらは再設定分であります。賃借権設定 3 件出ております。3 件すべて田です。田の計が 9,045 m²です。合計も 9,045 m²です。78 ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）です。農業公社を通しての所有権移転であります。今回は 1 件であります。田の 2,994 m²であります。畑等はございませんので計の 2,994 m²であります。次の 79 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 29 年 10 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 10 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 234,870 m²畑の累計は、34,759 m²。田畑合計で 269,629 m²となっております。所有権移転に関しましては、田 26,109 m²となっております。畑はございませんので累計は、26,109 m²です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長

ございませんか。それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、報告第 14 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、81 ページをご覧ください。

報告第 14 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報

告する。

平成 29 年 10 月 10 日提出 御船町農業委員長
今月は、3 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、82 から 84 ページに添付しておりますのでご確認
ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので
皆さんの方でご理解ください。続きまして、非農地証明願いが
ございますので事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 85 ページをご覧ください。

今月非農地証明願が 2 件出ております。

1 件目です。申請者住所・氏名

〇〇町大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

昭和 27 年 10 月 20 日以前から農業用施設用地となっており、
農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。とい
うことで申請が出されております。

土地の所在は、〇〇町大字〇〇字〇〇△の一部 面積△m²

所有者 〇〇 〇〇となっております。

86 ページに地図を掲載しております。中央部に黄色の部分
が申請地であります。

87 ページに現状の写真を掲載しております。熊本地震により
被災し、今現在新しい農業用倉庫が建設中ではありますが、建設
する際に地目の変更が必要となり今回の申請に至りました。現
地立会いで、14 番委員 20 番委員で現地確認いたしました。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当の 20 番委員より意見等
をお願いいたします。

20 番 はい、今、事務局より説明があった通りであります。現地確認
に参りました。熊本地震により被災され新しくされております。
何ら問題はないと判断します。よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件に対して意見のある
方はございませんか。

無いようでございますので、この案件に対して承認される方の
挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。
相違ないことを証明いたします。

続きまして、次の非農地証明願の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 88 ページをご覧ください。

申請者の住所・氏名 ○○町大字○○△番地 ○○ ○○

昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。申請を提出されました。

土地の所在 ○○町大字○○字○○△ 面積△m²

○○町大字○○字○○△ 面積△m²

畑 2 筆 計△m²です。

所有者 ○○ ○○であります。

場所につきましては、89 ページに掲載しております。国道 445 線を御船から参りますと、○○バス停がございますその交差点から右折し 50m ほど行ったところであります。申請地の写真は 90 ページに掲載しております。右が母屋、左が納屋となっております。ここも農地のまま建物が建っている状況であります。このようなことから非農地証明願が提出されております。以上です。現地確認は、4 番委員、9 番委員で確認していただいております。

議 長

はい、ありがとうございます。9 番委員より意見を願います。

9 番

はい、現地確認へ参りました。先代から 2 筆の畑でありました。農家住宅を建てられたようであります。何ら問題はないと判断します。よろしく願います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。只今、説明がございましたが、委員の意見等がございましたら願います。

無いようでありますので、この案件に対して、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認いたします後は、その他で事務局願います。

事務局

はい、非農地証明現地確認 後期について説明いたします。

本日、机上配布しております。こちらにつきましては、申請を 9 月末までで、受付を終了いたしました。前期・後期合わせて 10 町以上となりました。筆数としては 150 筆以上であります。非農地現地確認日程表が添付してあります。山下が作成しております。解りやすく日程表 1・2 カレンダーを作成してあります。所用があつて現地確認へ行けない場合は、当事者間で調整され山下まで変更したことを連絡願います。現地確

認する 3 日前くらいに連絡が入りますのでよろしくお願いい
たします。以上のような流れで現地確認を行いますのでよろし
くお願いいたします。以上です。

議 長
事務局

他にはございませんか。

はい、慰安旅行の件で説明させていただきます。

内容説明

事務局

次回の総会は、11月10日金曜日に行いたいと思います。又日
程等は連絡させていただきますが、よろしいでしょうか？

議 長

これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

8 番

⑩

9 番

⑩